

令和元年度法人事業報告

(社会福祉法人遠淡海会法人本部)

【令和元年度総括】

社会福祉法人遠淡海会は昭和 49 年に法人承継により設立され、行政を始め関係機関の支援や地域の協力を得ながら、乳幼児から高齢者に至る地域福祉の向上に努めてきた。

特に施設の土地、建物、設備及び人等の総てが施設の良き雰囲気作りの要素としてふさわしくあるよう施設全体の環境整備に努めることを基本理念とするとともに、施設の利用者が、個人の尊厳を維持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

令和元年度においては、

- (1) 福祉サービスの質の向上
 - (2) 地域との連携及び地域貢献並びに公益的機能の充実
 - (3) 安定的かつ健全な経営基盤の確立
 - (4) 責任と権限の明確化及び社会的ルール（コンプライアンス）の徹底
 - (5) 職員が働きやすい就業環境の整備及び有能な人材の育成確保
 - (6) 新型コロナウイルス等感染症予防対策の徹底
- の 6 つを基本方針として運営した。

特に(6) 新型コロナウイルス等感染症予防対策の徹底については、全国的な新型コロナウイルスの流行に伴い、法人傘下全施設とも、令和 2 年 2 月から感染予防対策として、外来者や面会者の施設への入室を遠慮していただくとともに、施設内の全館消毒、職員の手洗いやマスクの着用等施設全体で感染予防に努めた。

次に、(5)職員が働きやすい職場環境の整備及び人材育成については、①健康、②協調性、③向上心、④謙虚な心、⑤交通安全の 5 つを【遠淡海会職員の 5 つの K】として全ての職員に周知し徹底するよう努めた。

また、社会福祉法人制度改革を内容とする社会福祉法の施行に伴い、

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
- (2) 事業経営の透明性の向上
- (3) 財務規律の強化
- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務 等が明確化された。

このため、遠淡海会においては、

- (1) 「経営組織のガバナンスの強化」については、令和元年 6 月 23 日(日)定時評議員会を開催し、平成 30 年度収支決算の承認及び社会福祉充実計画の承認を行うとともに、平成 30 年度事業報告及び理事の業務執行状況等について理事長及び各理事より報告された。

次に、(2) 「事業経営の透明性」の向上を図るため、法人の現況報告書、貸借対照表及び収支計算書並びに監事監査報告書についてインターネットを活用して公表す

るとともに、法人ホームページ及び広報誌において予算及び決算状況等を掲載し、情報の公開と透明性の確保に努めた。

(3) 「財務規律の強化」については、社会福祉充実残額の算定を行い再投下可能な財産の把握を行ったが、法人全体の社会福祉充実残額はマイナスとなった。

更に(4) 「地域における公益的な取組」を実施する責務については、社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへ対応するため、日常生活又は社会生活上支援を要する人に対する無料又は低額な料金での福祉サービスの提供として、神久呂の園において介護保険利用料の減免等、利用者負担の軽減を行い無料又は低額な料金による高齢者への生活支援を行った。

【法人傘下施設の主な動向】

若宮こども園については、東区の待機児童の解消に資するとともに子育て支援機能の充実を図るため、平成31年2月末に園舎の増築・改修工事を完了し、平成31年4月1日から定員を30名増員し177名に拡充した。また、子育て支援広場を、旧園舎から増築後の新園舎1階に移転して、地域の子育て支援拠点としての役割の充実に努めた。

なお、令和元年6月末付けで前園長が退職したことに伴い、元年7月1日より新園長及び副園長の新体制によりスタートした。

和合こども園については、若宮こども園と同じく平成30年4月1日から教育、保育の機能を併せ持った幼保連携型認定こども園（和合こども園は定員127名）に移行したが、さらに平成31年4月1日からは、教育、保育需要に対応して、1号認定児の定員を7名から12名に増員した。

また、社会福祉法人丸紅基金からの助成を受けて、教材室を保育室に改修し、個別の関わりが必要なこどもへの療育支援や保護者との個別面談のための部屋として活用している。

なお、若宮、和合こども園とも、令和元年10月1日から子育て家庭の負担軽減を目的として、消費税増税を財源とする国の施策に倣い、3歳児以上の幼児教育無償化を実施した。また、引き続き保育士等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを支給し、保育士等の処遇改善に努めた。

浜松乳児院については、①被虐待児へのケア、②一時保護委託(緊急、職権保護)、③障害児・病児虚弱児等への治療的養育支援、④親子をアセスメントする親子関係構築支援等、乳児院が従来から持つ乳幼児のセイフティネットとしての施設機能の充実に努めてきた。

2017年の厚生労働省の「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、自治体は3歳未満の乳幼児の里親委託率75%以上とすることを目標に2019年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」を策定した。施設も計画策定に際し、ヒアリングを受け、施設計画を提出した。

全国乳児福祉協議会からは、乳児院の今後のあり方検討会が報告書として『「乳幼

児総合支援センター」を目指して』を提示され、従来からの施設機能の高機能化、地域における子育て支援（虐待予防機能）や里親支援等乳児院の多機能化についても来年度以降の実践が待たれる。

神久呂の園については、①「非常災害用ガス発電機等の設置事業」として、地震、風水害等の自然災害による停電時にも電気を継続的かつ安定的に供給し、施設の照明、空調、給排水等の設備を稼働させ利用者の安全を確保するとともに、災害時の地域の福祉拠点として機能することを目的として、一般財団法人エルピーガス振興センターの助成を受けてガスバルクによる非常用発電機等を整備した。

次に、②「ICT化による介護業務改善システム導入事業」として、手書きの介護記録をPCやタブレットを活用して入力、集計を行うことにより、介護職員の負担を軽減し、介護業務の合理化と効率化を図るため、静岡県助成を受けてICT化による介護業務改善システムを導入した。

次に、③感染症予防対策の推進として、新型コロナウイルス予防対策に取り組むとともに、令和2年2月末に居宅サービス利用者から発症したノロウイルスが施設利用者及び職員に感染したため、施設全体で全館消毒等の蔓延防止に取り組んだ結果、3月中旬には終結した。また、疥癬等の防止にも合わせて取り組んだ。

【評議員会開催状況】

定時評議員会

- 1 日時 令和元年6月23日（日） 10時00分～12時00分
- 2 会場 ホテルコンコルド浜松3階花菖蒲の間（浜松市中区元城町109-18）

<決議事項>

- 第1号議案 平成30年度計算書類及び財産目録の承認について
（監事監査報告）
- 第2号議案 社会福祉充実計画（残額）の承認について
- 第3号議案 定款変更について
- 第4号議案 役員等報酬規程の改正について
- 第5号議案 理事及び監事の選任について

<報告事項>

- （1）平成30年度事業報告について
- （2）職員の人事異動について
- （3）広報誌の発行について

【理事会開催状況】

「第1回理事会」

- 1 日時 令和元年5月30日（木）12時30分～16時00分
- 2 会場 神久呂の園地域交流室
- 3 議題

(1) 決議事項

- 第1号議案 平成31年度収支補正予算（案）について

- 第 2 号議案 平成 30 年度事業報告について
- 第 3 号議案 平成 30 年度収支決算について
監事監査報告
- 第 4 号議案 定款の変更について
- 第 5 号議案 役員等報酬規程の改正（案）について
- 第 6 号議案 諸規程の改正（案）について
- 第 7 号議案 平成 30 年度苦情受付処理状況について
- 第 8 号議案 平成 31 年度法人組織・人事について
- 第 9 号議案 次期役員候補者の選任について
- 第 10 号議案 定時評議員会の招集について

(2) 報告事項

- ア 平成 30 年度浜松市による指導監査実施結果について
- イ 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について
- ウ 広報誌の発行について

「第 2 回理事会」

- 1 日時 令和元年 6 月 23 日（日）12 時 00 分～12 時 30 分
- 2 会場 ホテルコンコルド浜松 3 階花菖蒲の間（浜松市中区元城町 109-18）
- 3 議題（決議事項）
 - 第 1 号議案 理事長及び業務執行理事の選任について
 - 第 2 号議案 理事長重任登記及び資産総額変更登記申請について

「第 3 回理事会」

社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条並びに定款第 29 条第 2 項の規定に基づく理事会の決議の省略

- 1 理事会の決議があったものとみなされた日
令和元年 8 月 5 日(月)
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
若宮こども園及び和合こども園の運営規程（園則）の改正について

「第 4 回理事会」

社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条並びに定款第 29 条第 2 項の規定に基づく理事会の決議の省略

- 1 理事会の決議があったものとみなされた日
令和元年 8 月 29 日（木）
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
神久呂の園令和元年度第 2 次資金収支補正予算案及び神久呂の園ガスバルク等設置工事請負契約の締結並びに予備費使用報告について

「第 5 回理事会」

- 1 日時 令和元年 12 月 13 日（金）10 時 00 分～12 時 30 分

2 会場 神久呂の園地域交流室

3 議題

(1) 決議事項

第1号議案 令和元年度収支補正予算案について

第2号議案 神久呂の園災害用ガス発電機等設置事業について

第3号議案 神久呂の園 ICT 化による介護業務改善システム導入促進事業について

第4号議案 和合こども園改修工事（教材室→保育室）について

第5号議案 諸規程の改正について

第6号議案 令和元年度上半期苦情受付処理状況について

第7号議案 児童発達支援事業所設立の検討について

(2) 報告事項

ア 理事及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

イ 令和元年度浜松市指導監査中間報告について（浜松乳児院・神久呂の園）

ウ 幼児教育の無償化の状況について（和合こども園・若宮こども園）

エ 広報誌の発行について

「第6回理事会」

社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条並びに定款第29条第2項の規定に基づく理事会の決議の省略

1 理事会の決議があったものとみなされた日

令和2年3月19日（木）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 令和元年度収支補正予算案について

第2号議案 令和2年度事業計画案について

第3号議案 令和2年度収支当初予算案について

第4号議案 諸規程の改正について

第5号議案 令和元年度苦情受付処理状況について

社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条の規定に基づき理事会への報告があったものとみなされた。

1 理事会への報告があったものとみなされた日

令和2年3月19日（木）

2 理事会への報告があったものとみなされた事項の内容

(1) 令和元年度浜松市指導監査実施結果について

(2) 神久呂の園災害用ガスバルク発電機等設置事業実施結果について

(3) 神久呂の園 ICT 化による会議業務改善システム導入事業実施結果について

(4) 和合こども園改修工事（教材室→保育室）実施結果について

(5) 広報誌の発行について

【法人傘下施設長連絡会議開催状況】

第1回（日時） 令和元年5月23日（木）13:30～16:00

- (場所) 神久呂の園会議室
 (議題) 「令和元年度第1回理事会及び定時評議員会について」
 第2回 (日時) 令和元年12月5日(木) 13:30~16:00
 (場所) 神久呂の園会議室
 (議題) (1) 令和元年度第5回理事会について
 (2) 勤務精励手当等の社会保険料の取扱いについて

【指導監査等の実施状況】

1 法人監事による監査

(日時) 令和元年5月30日(木) 10:00~12:00

(場所) 神久呂の園地域交流室

2 行政機関による監査

浜松市による指導監査

(監査対象)・浜松乳児院・神久呂の園・和合こども園・若宮こども園

	浜松乳児院	神久呂の園	和合こども園	若宮こども園
浜松市 担当部課	健康福祉部 福祉総務課	健康福祉部 福祉総務課	こども家庭部 次世代育成課	こども家庭部 次世代育成課
監査 実施日時	令和元年 11月19日(火) 9:30~	令和元年 11月20日(水) 9:30~	令和2年 2月5日(水) 9:30~	令和2年 2月5日(水) 9:30~
監査会場	浜松乳児院	神久呂の園	若宮こども園	若宮こども園

【社会福祉法人監事監査研修会への参加】

1 主催 (福) 静岡県社会福祉協議会

静岡県社会福祉施設経営者協議会

2 日時 平成31年4月12日(金) 13:30~16:30

3 会場 グランシップ会議ホール「風」(静岡市駿河区東静岡2-3-1)

4 研修内容 「社会福祉法人の指導監査等について」

(講師: 静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課 法人児童指導班主幹 三室 敏郎 氏)

「監事による会計監査等について」

(講師: 公認会計士 杉山 明喜雄 氏)

5 出席者 理事長 水谷 博

監事 鈴木 将史

【法人登記】

1 「役員に関する事項」(理事長重任登記)

理事長水谷博重任: 令和元年6月23日

重任登記年月日: 令和元年6月25日

2 「資産の総額」変更登記

変 更 年 月 日: 平成31年3月31日

変更登記年月日: 令和元年6月25日

【法人現況報告】

社会福祉法第 59 条及び同法施行規則第 9 条の規定に基づき、社会福祉法人現況報告書を所轄官庁である浜松市に提出した。(令和元年 7 月 1 日)

【法人ホームページ及び法人広報誌による情報開示】

社会福祉法人遠淡海会定款、役員等名簿及び役員等報酬規程並びに法人現況報告書、法人貸借対照表、収支計算書、財産目録、予算書、監事監査報告書及び主な事業報告並びに苦情受付処理状況等について法人ホームページに掲載することにより、広く市民の皆さんに公開し情報の積極的な開示に努めた。

また、法人広報誌を年 3 回発行し、法人予算・決算の状況、苦情受付処理状況、各施設の主な話題等を掲載し、広く情報を公開することにより、社会福祉法人の運営の透明性の確保に努めた。

<法人広報誌「遠淡海会だより」の発行状況>

令和元年 7 月号 (第 37 号)

令和元年 12 月号 (第 38 号)

令和 2 年 3 月号 (第 39 号)

【苦情受付処理状況】

令和元年度社会福祉法人遠淡海会苦情受付処理状況 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

(単位：件)

	令和元年度		平成 30 年度		平成 29 年度	
	苦情 受付件数	解決件数	苦情 受付件数	解決件数	苦情 受付件数	解決件数
神久呂の園	1	1	2	2	1	1
浜松乳児院	0	0	0	0	0	0
若宮こども園	1	1	4	4	3	3
和合こども園	4	4	3	3	1	1
法人計	6	6	9	9	5	5

事業報告の附属明細書

該当事項はありません。

令和2年3月31日

社会福祉法人 遠淡海会
理事長 水谷 博

※「事業報告の附属明細書」とは、事業報告の内容を補足する重要な事項

【社会福祉法】

第三款 計算書類等

(計算書類等の作成及び保存)

第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 社会福祉法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事

3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の評議員への提供)

第四十五条の二十九 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告(同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。

(計算書類等の定時評議員会への提出等)

第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。